

東伊豆町映像作品撮影事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東伊豆町内における映画、テレビ番組、CM 及び音楽等（以下「映像作品」という。）の撮影の誘致を促進することにより、当町経済の活性化を図るとともに、当該映像作品を通じて、当町の知名度の向上及び当町への誘客につなげるため、町内ロケに要する経費に対して、予算の範囲内で補助金の交付について定めるものとし、その交付に関しては、東伊豆町負担金補助及び交付金に関する規定（昭和 35 年東伊豆町規則第 22 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、映像作品を制作する法人又は団体とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員であるとき又はそれらと密接な関係を有している者は対象としない。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、町内において映像作品を撮影する事業であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) この映像作品によって当町の知名度の向上及び当町への誘客、経済効果等、地域の活性化に資すると認められるものであること。
- (2) 映像作品の内容が公序良俗に反する等社会的非難を受けるものでないこと。
- (3) 映像作品の内容が政治的目的又は宗教的目的を有するものでないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費で、町内で消費され、又は調達されるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 施設及び土地の使用料
- (2) 宿泊費

(3) 食糧費（弁当代等）

(4) その他町長が必要かつ適当と認めたもの  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額が20万円以上の場合、10万円。2万円以上20万円未満の場合は補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、東伊豆町映像作品撮影事業費補助金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 企画書や台本など映像作品の概要がわかるもの

(2) 領収書、受領証等支払いを証明するものの写し

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、東伊豆町映像作品撮影事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条に規定する補助金の交付を決定した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたものがあるときは、そのものから既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。